

平成30年第2回定例会（10月議会）  
建設部 提出資料（10月16日）

建設委員会

【所管関係】

- |         |                   |     |   |
|---------|-------------------|-----|---|
| ○ 建設政策課 | 建設工事の円滑な施工の確保について | ・・・ | 1 |
| ○ 道路課   | 重要物流道路の指定について     | ・・・ | 3 |

# 建設工事の円滑な施工の確保について

平成30年10月16日  
建設政策課

## 1 概要

- 平成29年災害の復旧工事が本格稼働する中、農業農村整備事業の集中的な実施等に伴い、県が発注する工事において入札不調が顕在化してきている。また、国など他機関においても不調が散見されており、平成30年5月災害の復旧工事など、今後発注予定の工事を勘案した場合、更なる入札不調の発生が懸念される。
- 一方で、建設業界からも、技術者や作業員等の担い手不足を理由に、施工時期の平準化が求められている。
- このような状況が継続した場合、被災箇所の復旧の遅延はもとより、災害以外の工事の執行が停滞し、県民の安全・安心の確保に支障をきたす恐れがあることから、今後発注する建設工事の円滑な施工を確保するため、更なる入札不調対策を講じる必要がある。

## 2 入札不調の発生状況

- 平成30年度の不調発生率は、9月末現在で14.7%となっており、過去3カ年と比較し大幅に増加している。
- 地域別では、秋田、仙北、平鹿管内で、入札不調の発生が顕著である。

表1 不調発生状況（直近4か年・全工種）（単位：件、%）

年度	4月～9月 小計			年度計		
	開札件数	不調件数	不調率	開札件数	不調件数	不調率
平成30年度	1,204	177	<b>14.7%</b>			
平成29年度	965	49	5.1%	2,265	125	5.5%
平成28年度	1,208	46	3.8%	2,195	78	3.6%
平成27年度	1,047	53	5.1%	2,165	103	4.8%

表2 平成30年度 地域別不調発生状況（9月末まで）（単位：件、%）

工種	地域振興局								
	鹿角	北秋田	山本	秋田	由利	仙北	平鹿	雄勝	合計
一般土木	5	5	8	59	8	34	14	2	135
その他	8	5	1	14	8	3	0	3	42
合計	13	10	9	73	16	37	14	5	177
発注件数	101	154	96	312	136	210	99	96	1,204
不調率	12.9%	6.5%	9.4%	<b>23.4%</b>	11.8%	<b>17.6%</b>	<b>14.1%</b>	5.2%	14.7%

※注：表1、表2の平成30年9月分データは速報値として集計

### 3 想定される入札不調発生の主な要因

- 災害復旧工事等の増加による配置技術者、作業者及び技能員の不足
- 工事場所が高所、奥地、点在など、非効率な施工条件の敬遠

### 4 これまでの主な入札不調対策

- JV発注する一般土木工事の範囲の見直し【平成30年2月5日以降公告する工事】
  - ・災害復旧工事に限定し、JV（特定建設工事共同企業体）に発注する一般土木工事の金額要件を1.5億円から3億円に引き上げ
- 余裕期間制度の活用【平成30年4月2日以降公告する工事】
  - ・契約日から工事着手日までの余裕期間を、最大2ヵ月から最大6ヵ月に拡大
- 入札参加資格としての地域要件の拡大【平成30年9月3日以降公告する工事】
  - ・入札不調となる可能性が高い地域において、1億円未満の工事は管内からブロック又は全県に地域要件を拡大し、さらに1～3億円の工事は全県に地域要件を拡大
- 発注ロットの大型化

### 5 今後の対応

- 建設業協会や他機関との意見交換などを通じ、情報共有を図りながら、今後の入札不調対策を進め、円滑な施工確保を図る。
  - ・適切な工期確保と施工の平準化に資する繰越明許費の早期設定
  - ・労働者の確保に向け、実績に応じた設計変更（諸経費）の実施
  - ・更なる入札参加要件の見直し

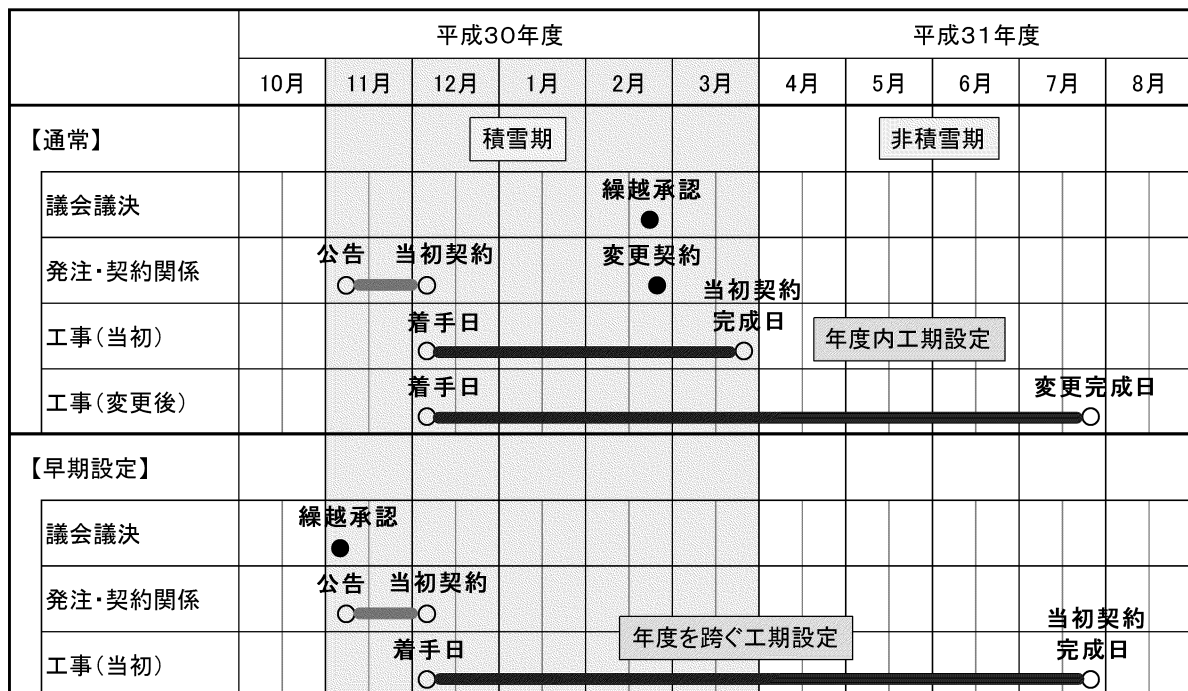


図1 「繰越明許費の早期設定」のイメージ

(※設定条件・・・工事入札公告を11月上旬、契約を12月上旬、標準工期は8ヵ月とした。)

# 重要物流道路の指定について

平成30年10月16日  
道 路 課

## 1 制度の概要

- ・道路法等の一部を改正する法律（平成30年9月30日施行）に基づき「重要物流道路制度」が創設
- ・平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路を「重要物流道路」、災害時に重要物流道路に代わって必要となる道路を「代替路・補完路」として国土交通大臣が指定
- ・指定された道路については、機能強化・重点支援を実施

### 《機能強化・重点支援》

- 重要物流道路については、国際海上コンテナ車等の円滑な通行を図るため、通常の道路より水準が高い特別の構造基準を設定し、道路構造を強化
- 重要物流道路及びその代替路・補完路については、災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行することが可能

## 2 指定に向けたプロセス

- ・高規格幹線道路や、これを補完する広域的な道路ネットワーク（地域高規格道路、一般国道（指定区間）等）を中心として絞り込みを行いながら、平常時・災害時及び物流・人流の視点を踏まえた県内の広域道路ネットワーク計画を県が策定
- ・県内の広域道路ネットワーク計画のうち、物流に資するネットワークから重要物流道路を選定し、あわせて重要物流道路に対する代替路・補完路を選定
- ・ネットワーク計画の策定及び重要物流道路等の選定にあたっては、関係する道路管理者等が相互に十分調整を図りつつ共同で検討を実施

## 3 今後のスケジュール

- ・県内の広域道路ネットワーク計画の策定及び県内の既存道路（開通区間及び事業中区間）をベースとした重要物流道路（案）、代替路・補完路（案）の選定を今年12月頃までに実施
- ・既存道路以外（計画区間）についても引き続き検討を重ね、来年夏頃までに重要物流道路等の案をとりまとめ
- ・国土交通大臣による重要物流道路等の具体的な指定時期は現時点では未定

## 4 国への要望事項

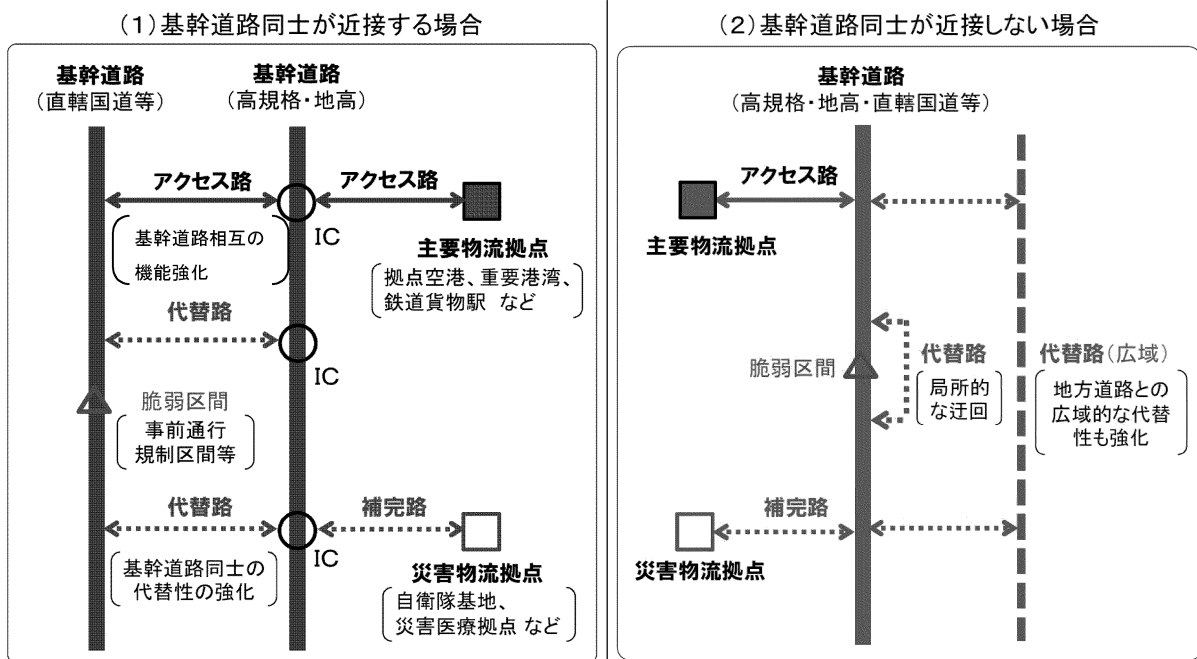
- ・「重要物流道路制度」の創設を契機とし、県内物流ネットワークの機能強化を図るとともに、補助事業による重点支援を要望

## 参 考

### 重要物流道路及び代替・補完路のネットワーク設定のイメージ

○高規格幹線道路や地域高規格道路、直轄国道等を軸として、主要物流拠点や災害物流拠点にシンプルに接続（計画路線を含む）

○重要物流道路の脆弱区間に対する代替路や災害時の物流拠点への補完路を設定



#### ○道路の種類

##### ・重要物流道路

基幹道路（高規格幹線道路、地域高規格道路、直轄国道等）

アクセス路（基幹道路相互の機能強化、基幹道路と主要な物流拠点のアクセス）

- ・代替路（基幹道路同士の代替機能の強化、基幹道路の脆弱区間に対する代替）
- ・補完路（基幹道路と災害物流拠点のアクセス）

#### ○拠点の種類

- ・都市（県庁所在地、地方中核都市、地方生活圏中心都市等）
- ・物流拠点（拠点空港、重要港湾、鉄道貨物駅、工業団地等）
- ・交流・観光拠点（主要観光地等）
- ・災害物流拠点（自衛隊基地、備蓄基地、災害医療拠点等）